令和２年８月９日執行予定

安 芸 高 田 市 長 選 挙

不在者投票のしおり

（指定病院，指定老人ホーム，指定原子爆弾被爆者養護ホーム，指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における不在者投票事務について）

安芸高田市選挙管理委員会

は　じ　め　に

この「不在者投票のしおり」は，令和２年８月９日執行予定の安芸高田市長選挙において，投票日の当日，病気等や事故で県選挙管理委員会が指定する病院，老人ホーム等に入院又は入所している方で，不在者投票事由に該当する方が，その病院，老人ホーム等で不在者投票を行う際の事務の参考にしていただくために作成したものです。

この不在者投票の制度は，有権者のためにできるだけ投票の機会を確保するようにするために設けられた制度ですが，投票日に投票所において投票をするという原則の例外となるため，その手続は法令により詳細に規定されています。

選挙人が行った貴重な不在者投票は，その手続等が法令に違反したときは無効となりますから，病院等で不在者投票の事務に従事される方は，あらかじめ関係法令及びこの冊子をご覧いただき，手続等に誤りのないように十分に注意してください。

※　このしおりは，告示日を８月２日，選挙期日を８月９日として作成したものです。

目　　次

1　安芸高田市長選挙の概要

（1）　選挙の種類及び日程 …… 1

（2）　不在者投票のできる期間 …… 1

（3）　選挙の区域 …… 1

2　指定病院，指定老人ホーム，指定原子爆弾被爆者養護ホーム，指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における不在者投票について

（1）　不在者投票制度とは …… 1

（2）　指定病院，指定老人ホーム，指定原子爆弾被爆者養護ホーム，指定身体障害者支援施設及び指定保護施設とは …… 1

（3）　適正な不在者投票管理ができること …… 2

（4）　不在者投票管理者とは

①　不在者投票を管理する者 …… 2

②　不在者投票管理者の主たる事務 …… 2

③　不在者投票管理者の注意すべき事項 …… 3

（5）　不在者投票をすることができる選挙人 …… 4

3　投票用紙及び不在者投票用封筒の請求及び交付について

（1）　請求のしかた

①　指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法 …… 4

②　選挙人が自ら請求する方法 …… 5

（2）　交付のしかた

①　指定病院等の長が選挙人に代わって請求した場合 …… 5

②　選挙人が自ら請求した場合 …… 6

4　投票について

（1）　不在者投票ができる期間 …… 6

（2）　投票記載場所の設備 …… 6

（3）　不在者投票の方法

①　不在者投票をさせる前にしなければならないこと …… 6

②　不在者投票の手続 …… 7

（4）　投票立会人の立会い …… 9

（5）　投票用外封筒記載上の注意事項 …… 10

５　不在者投票の送致について

（1）　投票用外封筒の裏面に記載する事項･･･ 10

（2）　不在者投票の送致･･･ 11

６　不在者投票の経費の請求について･･･ 11

７　その他･･･ 12

８　指定病院等における不在者投票の手続等の流れ･･･ 13

９　指定病院等における不在者投票の外部立会人の選定等の流れ･････････････････････････････ 14

別　記［各種様式等］･･･ 15

凡　例

法･････････ 公職選挙法

令･････････ 公職選挙法施行令

１　安芸高田市長選挙の概要

（１）日程

告示日	投票日（選挙期日）
８月２日（日）	８月９日（日）

（２）不在者投票のできる期間・時間

不在者投票のできる期間・時間
８月３日（月）（告示日の翌日）から８月８日（土）まで 毎日 午前８時３０分から午後５時まで

（注）不在者投票のできる期間が、告示日の翌日からとなっていますので，告示日に投票することのないよう注意してください。

不在者投票に当たっては，選挙期日に注意し，不在者投票の事務日程を予め決めて，選挙期日までに必ず投票用紙等が安芸高田市選挙管理委員会まで送致できるように注意してください。

（３）選挙の区域

選 挙 の 区 域
安芸高田市の全域

２　指定病院，指定老人ホーム，指定原子爆弾被爆者養護ホーム，指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における不在者投票について

（１）不在者投票制度とは

不在者投票の制度は，選挙の当日，一定の事由に該当すると見込まれる選挙人のために，選挙期日の前でも投票することができるという例外的な投票制度です。

（２）指定病院，指定老人ホーム，指定原子爆弾被爆者養護ホーム，指定身体障害者支援施設及び指定保護施設とは

一定の要件を満たしており，不在者投票を行うことができる施設として，県選挙管理委員会が指定した病院，老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，身体障害者支援施設及び保護施設をいいます。

（注）「指定病院」，「指定老人ホーム」，「指定原子爆弾被爆者養護ホーム」，「指定身体障害者支援施設」及び「指定保護施設」と併せて以下，「指定病院等」といいます。

（３）適正な不在者投票管理ができること

不在者投票は，選挙の期日前に投票させるという例外的な取扱いであるため，個々の手続きが法律で詳細に定められており，この投票事務を適正に処理できる人員及び施設（部屋，投票事務設備）の確保が必要とされます。

（４）不在者投票管理者とは

① 不在者投票を管理する者

施設の種類	不在者投票管理者	不在者投票管理者の職務代理者
病院	病院長	病院長の職務を代理する医師
老人ホーム 原子爆弾被爆者養護ホーム	ホームの長	長の職務を代理する者
その他の施設	施設の長	〃

（参考）次のような場合には，職務代理者が不在者投票管理者としての事務を行うこととなります。（令第55条第8,9項）

1)　不在者投票管理者に事故がある場合又は欠けた場合

2)　不在者投票管理者が候補者となった場合又は外国人である場合

② 不在者投票管理者の主たる事務

ア　不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。

イ　不在者投票事務に従事する者を指揮監督し，次の不在者投票に係る事務全般を管理執行すること。

a　選挙人の依頼があった場合において，選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること。（令第50条第4項）

b　交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと。

（令第53条第4項）

c　投票用紙，投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。

（令第58条第1,2項）

d　<u>選挙権を有する者を立会人（一人以上）に選び</u>，不在者投票に立ち会わせること。（令第58条第3項）（※ここでいう「選挙権を有する者」とは、国政選挙の選挙権があれば足りる。当該選挙の選挙権を有していなくても良い。）

e　不在者投票の記載場所に必要な設備をすること。(令第58条第4項)

f　代理投票の申請を受け，その許否を決定すること。(令第58条第4項)

g　投票の終わった不在者投票を送致すること。(令第60条第1項)

（注）　不在者投票管理者は，上記a～gの法令に定められた事項以外にも不在者投票の投票を記載する場所を指定して，これを指定病院等内の見易い適当な場所に公告〔別記第1号様式（16 頁)〕するとともに，その他適当な方法で選挙人に周知徹底を図る必要があります。

③　不在者投票管理者の注意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては，次の事項に十分注意し，公正かつ適正な事務処理をしてください。

ア　**不在者投票に関し，その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。**

(法第135条第2項)

「不在者投票に関し，その者の業務上の地位を利用して」とは？

不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり，例えば，病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して，その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となる。

イ　不在者投票は投票日の前に選挙人が投票できる制度ですから，特にその取扱いは厳格にし，あらかじめ投票事務全体の処理について計画を立て，最も適切に事務の処理ができるように事務分担を検討しておいてください。

ウ　事務処理に当たっては，いたずらに過去の経験や慣例に頼らず，常に法規，実例，判例等を根拠として，的確に処理してください。

エ　投票事務は，正確さと迅速さが要求されるので，緊急な場合に対応できる事務処理ができるよう対策を立てておいてください。

オ　事務の管理執行に当たっては，自由，公正，平等を第一義とし，投票の秘密保持を期し，また選挙人に威圧を与えることのないよう配慮してください。

カ　施設内に特定の政党等の政治活動用ポスター及び選挙運動用ポスターが掲示されていることは，不在者投票の管理執行上から好ましくなく，選挙の公正を害するおそれがありますので，施設内に当該ポスターの掲示（掲示の許可）をしないよう配慮してください。

キ　不在者投票管理者，不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については，職権濫用による選挙の自由妨害罪，投票の秘密侵害罪，投票干渉罪，立会人の義務を怠る罪等が適用されるので，これらの罰則に触れることのないよう厳に注意するようにしてください。(法第255条)

不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効となることもあります。

（5）不在者投票をすることができる選挙人（法第49条第1項）

選挙人名簿に登録されている選挙人のうち前記の指定病院等に入院又は入所している方で，選挙期日の当日，不在者投票事由のいずれかに該当すると見込まれる場合に不在者投票をすることができます。

ただし，前記の不在者投票をすることができる選挙人が，その属する**投票区の区域**の指定病院等に入院又は入所している場合は，疾病，負傷，妊娠，老衰，身体の障害等のため**投票日当日歩行が困難である**こと又は**困難であることが予想される**ことが，指定病院等での不在者投票の条件になります。

投票区の区域とは，ある投票所において投票する選挙人が居住する区域のことをいいます。

3　投票用紙及び不在者投票用封筒の請求及び交付について

（1）請求のしかた

①　指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

ア　指定病院等の長（又はその代理人）は，指定病院等に入院又は入所している方から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり，その方について不在者投票をする正当な事由があると認める場合は，安芸高田市選挙管理委員会委員長に対して文書〔別記第２号様式（17,18頁)〕で直接に，又は郵便等で請求することになります。　(令第50条第4項)

なお，この請求をする際には，併せて当該指定病院等で投票する場合はその旨を，また視覚障害のために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません。(令第50条第3,4項)

イ　指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合には，必ず選挙人からの依頼書〔別記第３号様式（19 頁)〕を受け取ってお

いてください。

選挙人から請求の依頼がないときは，いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

ウ　前記アにより請求する場合は，請求書を２枚（１枚は正式な請求書とし，他の１枚は当選挙管理委員会が投票用紙及び投票用封筒を送付する際の選挙人の明細として使用する）必ず提出してください。

エ　**選挙期日の告示日前においても投票用紙等の請求ができますが，投票用紙等の交付開始は，選挙期日の告示日の前日（８月１日）から順次行います。**

オ　請求先：〒731-0592　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市選挙管理委員会委員長

②　選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院又は入所している方が，自ら安芸高田市選挙管理委員会委員長に対して，請求書兼宣誓書〔別記第４号様式（20 頁)〕に必要事項を記載し，直接に，又は郵便等で請求することができます。　(令第50条第1項)

なお，この請求をする場合，併せて指定病院等で投票する場合にはその旨を，また視覚障害のために点字投票をする場合にはその旨を申し立てなければなりません。　(令第50条第2,3項)

（注）このように選挙人自ら請求することはできますが，できるだけ病院長等を通じて行うように指導をしてください。

※　指定病院等における不在者投票事務の全体の概要については，〔８　指定病院等における不在者投票の手続等の流れ（13 頁)〕を参照してください。

（２）交付のしかた

前記(1)の方法によって請求すると，当選挙管理委員会委員長から次の投票用紙等が直接交付されるか，又は郵送されてきます。いずれの請求によった場合も，受け取ったときは，直ちに選挙人に渡してください。

①　指定病院等の長が選挙人に代わって請求した場合

○　**投票用紙**

○　**投票用封筒**（外封筒，内封筒）

② 選挙人が自ら請求した場合

○ 投票用紙

○ 不在者投票用封筒（外封筒，内封筒）

○ 不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に入っています。）

４ 投票について

（１）不在者投票ができる期間

選挙期日の告示日の翌日（８月３日（月））から選挙期日の前日（８月８日（土））まで，毎日午前８時３０分から午後５時までです。(法第270条,令第58条第1項)

不在者投票の開始日が告示日の翌日からとなっていますので注意してください。告示日の翌日より前に投票した場合,投票がなかったものとして処理されますので注意してください。

選挙期日に注意し，不在者投票の事務日程をあらかじめ決めて，選挙期日までに必ず投票用紙等が安芸高田市選挙管理委員会まで送致できるように注意してください。

（２）投票記載場所の設備

① 不在者投票管理者は，投票を記載する場所について，他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し，また投票用紙の交換等の不正が行われないように相当の設備をしなければなりません。 (令第58条第4項)

② 投票記載場所には候補者の氏名等を掲示することができませんので，候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示されないようにしてください。(法第145条第1項)

なお,選挙人から候補者の氏名等を尋ねられることもあるので,記載台とは別の場所（受付等）に候補者の氏名等が記載された新聞記事，選挙公報等を備えるようにしてください（8月3日以後は、投票用紙等とともに、候補者氏名一覧を送付する予定です。市ホームページや新聞などから、候補者情報を入手されるなどお願いします。)。

（３）不在者投票の方法

① 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

ア 投票用紙・封筒の点検

ａ 不在者投票管理者は，選挙人にその投票用紙及び封筒を提示させ，所定のものであ

るかどうか，選挙人本人であるかどうかを確認すること。　(令第58条第1項)

b　指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙等を代理請求している場合は，その請求をした指定病院等の長のもと以外では不在者投票はできないこと。

c　提示された投票用紙に，既に候補者の氏名等が記載してある場合には，不在者投票管理者は，選挙人に投票用紙を返還し，安芸高田市選挙管理委員会委員長に，その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたうえ，所定の不在者投票を行わせること。

イ　不在者投票証明書の点検《**選挙人自ら**が安芸高田市選挙管理委員会委員長に請求した場合に限り証明書があります。》

a　選挙人から，不在者投票証明書を封筒のまま提出させ，その封筒が開かれていないかどうかを点検してください。開かれているときには選挙人が誤って開いた場合であっても，投票させることはできませんので十分に注意してください。　(令第58条第2項)

b　不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院，老人ホームその他の施設の名称」欄の記載とが一致しないときは，選挙人にその理由を聞き，正当な理由があるときは投票ができます。

② 不在者投票の手続

ア　選挙人が自ら投票する場合

a　選挙人が前記(３)①の手続を済ますと，不在者投票管理者の管理する投票記載場所において，投票用紙に自ら**候補者１人の氏名を記載させ**，これを投票用内封筒に入れて封をさせます。次に投票用外封筒に入れて封をさせ，その表面に署名させ，直ちにこれを不在者投票管理者に提出させてください。

(令第58条第1･2項)

b　選挙人が署名を忘れないように注意してください。また，選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載してはならないので注意してください。(但し，**代理投票の場合を除きます。**)

c　点字投票があった場合の投票用外封筒の表面の署名は，投票用内封筒を入れる前に点字で打たせてください。

イ　代理投票を希望する方がいる場合

代理投票とは，心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書できない方が，不在者投票管理者に申請（口頭でも可）し，代理の者が投票用紙に記載する制度をいい

ます。

《具体的な手続は…》

a　不在者投票管理者は，立会人の意見を聞いて選挙人の投票を補助すべき者２人を補助者の承諾を得て定め，その１人に投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載させ，他の１人をこれに立ち会わせなければなりません。（令第58条第4項，第56条第4項）

この**代理投票の補助者２人は，投票事務の適正を期するために，不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできません**ので，あらかじめ投票事務従事者の中から定めておき，事務に支障が生じることがないようにしてください。

b　候補者の氏名等を記載した補助者に，記載した候補者の氏名等を選挙人に読み聞かせたうえ，投票用内封筒に入れて封をさせ，更にこれを投票用外封筒に入れて封をさせ，投票用外封筒の表面に選挙人の氏名のみ（記載した補助者の氏名は記載しない）を記載させて直ちに提出させてください。（令第58条第4項，第56条第4項）

c　また，受付においては，代理投票処理簿［別記第５号様式（21頁）］に記載し，投票用紙等とともに安芸高田市選挙管理委員会へ送付してください。

ウ　代理投票の仮投票をさせる場合

前記イの場合において，代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは，立会人の意見を聞いて拒否することができます。しかし，代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき，又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは，代理投票の仮投票をさせることになります。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は，代理投票の補助者２人のうち，投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に，選挙人の氏名を投票用外封筒に記載させた後，その者（補助者）の氏名を「不在者投票用外封筒の表面の代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に記載させて提出させることになります。〔（５）投票用外封筒記載上の注意事項（10頁）を参照のこと。〕（令第58条第4項，第56条第5項）

エ　ベッドの上で投票する場合

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが，重病人等歩行が困難である選挙人の投票については，不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある場合に限りベッドの上で投票をすることができます。

この場合にも，代理投票の方法は前記と同様であり，その処理方法及び投票の秘密保

持に十分注意を払い，また投票の取扱いを一層慎重に行うとともに，ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されないように十分に注意してください。

（４）投票立会人の立会い

不在者投票管理者は，不在者投票が行われる場合においては，選挙権を有する者を立会人として選び，立会わせなければなりません。この立会人がなく行われた投票は無効となりますので，最低１人の立会人の立会いがなければなりません。立会人は，不在者投票管理者，投票事務従事者又は代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

また，立会人は，投票監視のための点検から送致のための受理に至るすべての手続に立ち会ってください。

なお，立会人は選挙権を有すれば足り，選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。（安芸高田市長選挙の選挙権を有していなくても良い。）　（令第58条第3項，第56条第3項）

なお、不在者投票管理者は、市区長の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされていますので、立会人の選定において留意してください。（法第49条第10項）

平成 25 年５月 31 日に公職選挙法の一部が改正され，不在者投票の公正な実施を確保するための努力義務が不在者投票管理者に課されることになりました（法第 49 条第 10 項）。

同条同項に例として挙げられている市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることは，不在者投票の公正な実施の確保の１つの方法であり，導入について検討してください（外部立会人の選定手続については 14 頁参照）。

広島県及び市町の選挙管理委員会が共同して作成した外部立会人の名簿により、立会人を選任される場合は、個人情報の取扱に留意され、不在者投票終了後または外部立会人を選任しない場合は直ちに、シュレッダーを使用するなどして適切に廃棄してください。

なお，この場合の立会いに要する経費は公費負担となりますので，不在者投票の事務手続の終了後，所要の手続を行ってください（「６　不在者投票の経費の請求について」参照）。

また，不在者投票の公正な実施を確保する方法は上記のものに限られませんので，不在者投票の公正な実施の方策を適宜ご検討ください。

（５）投票用外封筒記載上の注意事項

※ 記載例は、安芸高田市長選挙に用いる外封筒の例です。

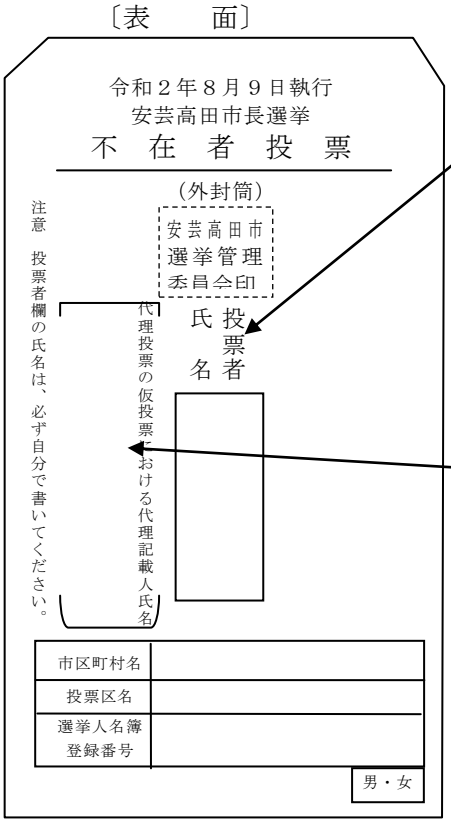

※「投票者氏名」欄には，必ず本人に署名させること。（代理投票の場合は，補助者２人のうち，投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に投票者の氏名を記入させること。）

※この欄には，代理投票の仮投票をさせる場合にのみ補助者の氏名を記載させること。

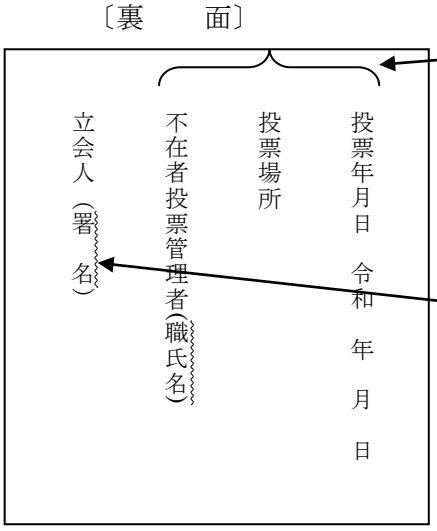

※不在者投票管理者は，選挙人から，投票を受け取った後に必ず，
①投票年月日，投票場所を記載
②不在者投票管理者の記名（ゴム印で差し支えない。）を行うこと。

※投票立会人本人に署名させること。（ゴム印を使用したりしないこと。）

５　不在者投票の送致について

不在者投票管理者は，選挙人から投票を受け取った場合には，次の処理を行ってください。

（令第60条第１項）

（１）投票用外封筒の裏面に記載する事項

ア　投票年月日及び投票場所を記載すること。
イ　不在者投票管理者の記名を行うこと。
ウ　投票立会人本人に署名をさせること。

（２）不在者投票の送致

不在者投票管理者は,前記(1)の手続の終わった投票用外封筒を,更に不在者投票証明書(安芸高田市選挙管理委員会委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。)，代理投票処理簿［別記第５号様式（21 頁)］及び不在者投票送致書［別記第６号様式（22 頁)］とともに他の適当な封筒に入れて封をし，その表面に投票が在中する旨を朱書き等により明記し，その裏面に不在者投票管理者の記名押印をして，直ちにこれを安芸高田市選挙管理委員会委員長に送致し，又は郵送等をもって送付しなければなりません。

この場合，前記(1)の投票年月日及び投票場所の記載，不在者投票管理者の記名，立会人の署名等がなされていないと,その投票は受理されないことになりますので注意してください。

(令第60 条第１項)

なお，不在者投票は不在者投票管理者から安芸高田市選挙管理委員会委員長を経て，所属投票区の投票管理者に送致されますが，投票所を閉鎖する時刻（大部分のところは投票日の午後６時）までに送致されないときは，その不在者投票は事実上投票がなかったものとして扱われますので，時間的余裕をもって送付してください。

（注意）送付する前にもう一度確認してください！

〔４（５）投票用外封筒記載上の注意事項（10 頁)，第６号様式（22 頁）を参照〕

① 投票用外封筒の表面に選挙人の署名もれがないこと。

② 投票年月日及び投票場所の記載があること。

③ 不在者投票管理者の記名があること。

④ 投票立会人の署名があること。(必ず自署すること。ゴム印は使用不可)

⑤ 不在者投票送致書に記載漏れ，記入誤りがないこと。

６ 不在者投票の経費の請求について

指定病院等の長（又はその代理人）は，所定の不在者投票の事務手続が終了した場合は，不在者投票特別経費の交付のために，次の書類を一括して期限までに提出してください。

【注意事項】

ア 外部立会人にかかる経費は，市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合に請求できるものであり，市区町の選挙管理委員会が選定していない外部立会人を立ち会わせた場合には経費を請求できません。また，辞退等により実際に立会人に謝金や旅費を支払っていない場合は経費を請求できません。

イ １日のうちの一部の時間に従事した場合における具体的な事項については，24 頁を参照して

ください。

【提出書類】

①不在者投票特別経費実績報告書（請求書）〔別記第７号様式（23 頁）〕

②不在者投票者氏名等一覧表〔別記第８号様式（25 頁）〕

③口座振替依頼書〔別記第９号様式（26 頁）〕

④領収書の写し（外部立会人に報酬等を支払った場合）

不在者投票特別経費

①	不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額	不在者投票をした選挙人１人について 1,050 円
②	不在者投票管理者が市区町選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額	外部立会人 1 人・1 日につき 10,900 円を超えない額

請求額 ①、②は上の表の①、②を指す	① ②の合計額 ｛ ①1,050 円×不在者投票者数 ②支払額と基準額のいずれか低い額（注） 〈注〉基準額については、24 頁を参照してください。

提　　出　　先	提出期限
安芸高田市選挙管理委員会事務局 〒731-0592　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地 電話 0826-42-1136	８月２６日（水）

７　そ　の　他

これまで記載された事務手続き等又はそれ以外の点に関して不明の点がございましたら，安芸高田市選挙管理委員会まで気軽にお尋ねください。

〒731-0592　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：0826-42-1136（直通）（選挙期間中は土・日・祝日も勤務しています。）

0826-42-2111（安芸高田市役所代表（休日・夜間））

FAX： 0826-42-1375（安芸高田市選挙管理委員会事務局 FAX）

Mail:senkyo@city.akitakata.jp

８　指定病院等における不在者投票の手続等の流れ

選　　挙　　人	不在者投票管理者 （指定病院の病院長等）	安芸高田市選挙管理委員会
①投票用紙等の請求 指定病院の病院長等が請求する場合 ○不在事由発生 ○投票用紙等請求依頼 （第３号様式 依頼書）	○代理請求 （第２号様式　請求書）	○請求受付，不在事由審査，選挙人名簿と照合 ○投票用紙等の交付決定 ○投票用紙等の交付 （選挙人名簿の整理）
○投票用紙等の受領	○投票用紙等の受領 ○投票用紙等の交付	
本人が請求する場合 ○不在事由発生 ○投票用紙等請求 （第４号様式　請求書兼宣誓書）		○請求受付，不在事由審査，選挙人名簿と照合 ○投票用紙等の交付決定 ○投票用紙等の交付 （選挙人名簿の整理）
○投票用紙等の受領		
②投　票 （原則投票記載場所で投票立会人の立会いのもとで）		
○投票用紙等の提示	○投票立会人を選任 ○投票用紙等の点検	
○投　票 （署名を忘れずに）	○投票年月日及び投票場所を記載 ○不在者投票管理者の記名 ○投票立会人の署名	
③不在者投票の送致	○投票用紙等の送致 （第６号様式　不在者投票送致書）	○投票用紙等受領 ○選挙人の属する投票区（又は指定投票区）に送致
④特別経費の請求	○特別経費の請求 （第７号様式　不在者投票特別経費実績報告書） （第８号様式　不在者投票者氏名等一覧表） （第９号様式　口座振替依頼書） （経費の支払に係る領収書）	○受領（安芸高田市）
		○支払（安芸高田市）

９　指定病院等における不在者投票の外部立会人の選定等の流れ

（広島県選挙管理委員会及び市町選挙管理委員会が共同して作成した名簿による場合）

広島県選挙管理委員会	不在者投票管理者 （指定病院の病院長等）	外部立会人 （立会人候補者名簿登載者）
①　立会人候補者名簿の作成 県選挙管理委員会は，市町選挙管理委員会と共同して，外部立会人候補者名簿を作成し，名簿を不在者投票管理者に提供する。 作成・送付 外部立会人候補者名簿 → 外部立会人候補者名簿 この名簿に登載された者は，法第 49 条第 10 項に規定する「市町村の選挙管理委員会が選定した者」とみなされ，立会いに要する経費は不在者投票特別経費として公費負担される。 （上限額：1 日につき 10,900 円）	②　外部立会人の選任 不在者投票管理者は，立会人候補者名簿に登載されている者に直接立会いの申込みを行い，了解を得られたときは，立会日時の調整を行う。 立会いの申込み・日時の調整	③　立会の実施 外部立会人は，不在者投票管理者と調整した日時に，指定病院等へ赴き，不在者投票に立ち会う。（13 頁「②投票」を参照） （指定病院等） 立会いの実施 （謝金等の支払い）
	④　謝金等の支払い 不在者投票管理者は，立会人の立会時間に応じ，基準の範囲内で報酬及び旅費を支払う。	
安芸高田市選挙管理委員会 実績報告書 領収書の写し	（不在者投票事務手続終了後） ⑤　不在者投票の経費の請求 （13 頁「④特別経費の請求」を参照） 提出 （経費の支払い） 実績報告書 領収書の写し	不在者投票管理者は，実績報告書に領収書の写し等を添付の上，安芸高田市選挙管理委員会へ提出する。 市選挙管理委員会は，内容を審査の上，所定の経費を支払う。

※　この流れ図は，広島県及び市町の選挙管理委員会が共同して作成した名簿を利用し外部立会人を選任する場合のものです。この名簿に登載されていない者であっても，市区町の選挙管理委員会が公正・中立の観点等からふさわしいと認める者を外部立会人として選定している場合があります。この場合における手続については，所在地の市区町の選挙管理委員会（28 頁）へお問い合わせください。

別　記

各 種 様 式 等 の 目 次

様式等番号	様　式　等　の　内　容	ページ
第１号様式	公　　告　　（不在者投票の日時等の周知用）	１６
第２号様式	請 求 書　　（病院長等が請求する場合）	１７
別　紙	不在者投票依頼者一覧表　（第２号様式に添付）	１８
第３号様式	依 頼 書　（病院長等が請求する場合）	１９
第４号様式	請求書兼宣誓書　（本人が請求する場合）	２０
第５号様式	代理投票処理簿　（代理投票がある場合）	２１
第６号様式	不在者投票送致書	２２
第７号様式	不在者投票特別経費実績報告書	２３
第８号様式	不在者投票者氏名等一覧表　（第７号様式に添付）	２５
第９号様式	口座振替依頼書　（第７号様式に添付）	２６

第１号様式

公　　告

令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙について，当病院（老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，施設）における不在者投票の投票記載の場所を，次のとおり指定します。

令和２年　　月　　日

病院長（老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，施設の長）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

不在者投票取扱場所及び時間

１　歩行可能な者

月　日から　月　日まで＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿室において

毎日午前８時30分から午後５時まで

２　歩行困難な者

月　日　各病室

第２号様式（病院長等が請求する場合）

請　　求　　書

別紙（不在者投票依頼者一覧表）の選挙人は，令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙の投票日に，当病院（老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，施設）に入院（所）している見込みであるため，当病院（老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，施設）において投票する見込みであり，公職選挙法施行令第50条第４項の規定による依頼があったので，別紙の選挙人に代わって，投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和２年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

〔不在者投票管理者〕

病院等の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地（〒　　－　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話（　　）　　－

＿＿＿＿＿＿病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・施設の長）氏名＿＿＿＿＿＿

事務担当者を記載してください。

所属（　　）氏名（　　）

（不在者投票予定日時　　月　　日　　時から）

（注意）１　病院名等は，略称によらないで正式の名称を，また病院長等の氏名を必ず記入すること。

２　別紙の備考欄には選挙人から「点字投票」を行う旨の申出があったときその旨を記載するものとする。

３　投票用紙及び投票用封筒を選挙期日の告示の日前に請求する場合には，選挙の執行年月日を記載する必要はないが，当請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

第２号様式（別　紙）

不在者投票依頼者一覧表

（病院等の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	選挙人氏名（フリガナ）	選挙人名簿に記載されている住所	性別	生年月日	備考

第３号様式

依　　頼　　書

私は，令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙の投票を当病院（老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，施設）で行いたいので，投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼します。

令和２年　　月　　日

病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・施設の長）様

選　挙　人

選挙人名簿に記載されている住所

広島県安芸高田市

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

第４号様式（本人が請求する場合）

請求書兼宣誓書

私は，令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙の当日，次の事由に該当する見込みですので，投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

１　不在者投票事由

ア　仕事，学業，その他（　　）に従事

イ　上記「ア」以外の用事（レジャー等）又は事故のため，他の市区町村又は投票区域外に外出・旅行・滞在

ウ　疾病，負傷，出産，身体障害等のため歩行困難

エ　交通至難の島等に居住・滞在

オ　住所移転のため，他の市区町に居住

カ　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

２　投票の場所

広島県選挙管理委員会指定の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿病院（老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホーム，施設）で（点字）投票します。

上記は真実に相違ないことを誓います。

令和２年　　月　　日

選挙人名簿に記載されている住所

広島県安芸高田市

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

（注意）

１　不在者投票事由は，ア～カの該当する事由に○を記載すること。

第５号様式

代　理　投　票　処　理　簿

指 定 施 設・指定病院用

選挙人名簿番号	選挙人氏名	性別	代理投票の事由	補助者氏名	不在者投票管理者の決定		投票立会人の意見		摘　　要
					承　認	拒　否	承　認	拒　否	
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						
		男・女	身体の障害等 その他						

備考　１　不在者投票管理者の決定及び投票立会人の意見は，それぞれ該当欄に捺印すること。
　　２　仮投票したものについては，その旨を摘要欄に記載すること。

第６号様式

令和２年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

＿＿＿＿＿病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・施設の長）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

不　在　者　投　票　送　致　書

令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙の不在者投票を次のとおり送付します。

１　送致の内訳

（１）投票用紙及び投票用封筒受領数		名
上記のうち今回送致数	（２）投　票　数（投票を済ませた者）	名
	（３）返　送　数（退院，死亡等）	名
	（４）送　致　数　計（２）＋（３）	名
（５）差引残数（１）－（４）（投票が済んでいない者）		名

２　投票用紙等を返還する者の氏名等（１（３）の該当者）

選挙人氏名	理　　由	選挙人氏名	理　　由

３　投票が済んでいない者の氏名等（１（５）の該当者）

選挙人氏名	理　　由	選挙人氏名	理　　由

第７号様式

不在者投票特別経費実績報告書

令和２年　　月　　日

安　芸　高　田　市　長　　様

令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙の不在者投票特別経費として，次のとおり請求します。

請求金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（積算内訳）

１　不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費

１，０５０円 × ＿＿＿＿＿人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
単価　　不在者投票者数

２　不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（※　以下の表の各行について，（Ａ）（Ｂ）のいずれか低い額を選び，その合計額を２に係る経費として記載する。）

立　会　日	立会時間	立会場所	立会人氏名	支払額（Ａ）	基準額（Ｂ）
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円

［不在者投票管理者］

病院等の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地　（〒　　－　　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

不在者投票管理者職氏名　（職名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

事務担当者名	電話番号　　―　　―

※　必ず第８号様式、第９号様式及び経費の支払に係る領収書を添付すること

（注意）

1　外部立会人に係る経費は，市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合に請求できるものであり，市区町の選挙管理委員会が選定していない外部立会人を立ち合わせた場合には経費を請求できない。また，立会人が受領を辞退した場合は経費を請求できないので，注意すること。

2　積算内訳の「２　不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費」の「支払額（Ａ）」欄には，市区町の選挙管理委員会が選定した外部立会人に実際に支払った謝金及び旅費の金額を記載すること。

3　積算内訳の「２　不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費」の「基準額（Ｂ）」欄には，立会時間に応じ，以下の表の該当する金額を記載すること。

（基準額一覧表）

立　会　時　間	基 準 額
１時間以下	1,282 円
１時間を超えて２時間以下	2,565 円
２時間を超えて３時間以下	3,847 円
３時間を超えて４時間以下	5,129 円
４時間を超えて５時間以下	6,412 円
５時間を超えて６時間以下	7,694 円
６時間を超えて７時間以下	8,976 円
７時間を越えて８時間 30 分（１日）以下	10,900 円

※　基準額には，謝金のほか旅費も含まれる。

4　病院等の名称は略称によらず正式名称（例えば「医療法人社団〇〇会」など）を，また，不在者投票管理者職氏名も必ず記載すること。

5　不在者投票管理者（請求者）は，病院の院長，老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホームの長，施設の長又はそれぞれの職務代理者であって，現実の経営者（理事長等）とは異なるので注意すること。

6　不在者投票管理者の押印に際し，不在者投票管理者の職印（院長等の職印）がある場合は，その職印を使用すること（不在者投票管理者印（院長等の職印）の所に，誤って理事長印や法人印が押してあるものが多数見受けられるので注意すること）。

職印がない場合は，不在者投票管理者の個人印を押印すること。

7　訂正する場合は，二重線で訂正箇所を取り消し，不在者投票管理者の押印の際に使用した印と同じものを押印すること。

8　この実績報告書には，①第８号様式，②第９号様式及び③経費の支払いに係る領収書の写しを添付すること。

第８号様式

不在者投票者氏名等一覧表

安芸高田市長選挙

［病院・施設の名称］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	選挙人氏名	選挙人名簿に記載されている住所	生年月日	備　考

（注意）この一覧表の選挙人の数は，第７号様式の不在者投票者数と一致するものであること。

第９号様式

口　座　振　替　依　頼　書

安　芸　高　田　市　長　　様

［不在者投票管理者］
病院等の名称（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
病院等の所在地（フリガナ）　（〒　　－　　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

不在者投票管理者職氏名　（職名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（氏名）（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

安芸高田市から私に支払われる下記１の支払金は，下記２の振込先へ振り込んでください。

１　支払金の内容（該当するものに○）

(1)　不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費

(2)　不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費

２　振込先

金融機関名		預金種目	口座番号
支店名			
フリガナ		総合・普通 貯蓄 当座 別段	
口座名義			

委　任　状

上記金額の受領を

病院等の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（受任者）　職　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　に委任します。

令和　２年　　月　　日

病院等の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（委任者）　病院等の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
不在者投票管理者職氏名　職　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（注意）

1　病院等の名称は略称によらず正式名称（例えば「医療法人社団〇〇会」など）を，また，不在者投票管理者職氏名も必ず記載すること。

2　請求者が不在者投票管理者の場合，病院の院長，老人ホーム，原子爆弾被爆者養護ホームの長，施設の長又はそれぞれの職務代理者が請求者となるのであって，現実の経営者（理事長等）とは異なるので注意すること。

3　この経費の受領者（口座名義人）が，不在者投票管理者（請求者）以外であるときは，委任状に記載すること。同一人物の「院長」から「理事長」への委任もありうる。
　また，委任状に記載された受任者の氏名と振込先の口座名義の記載は，原則として同一となるので注意すること。

4　不在者投票管理者の押印に際し，不在者投票管理者の職印（院長等の職印）がある場合は，その職印を使用すること（不在者投票管理者印（院長等の職印）の所に，誤って理事長印や法人印が押してあるものが多数見受けられるので注意すること）。
　職印がない場合は，施設印と不在者投票管理者の個人印を押印すること。

資料

市区町選挙管理委員会事務局所在地等一覧

令和2年7月10日現在

団 体 名	郵便番号	所　　在　　地	ＴＥＬ番号	ＦＡＸ番号
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2513	082-504-2519
広島市中区	730-8587	広島市中区国泰寺町1-4-21	082-504-2544	082-541-3835
広島市東区	732-8510	広島市東区東蟹屋町9-38	082-568-7703	082-262-6986
広島市南区	734-8522	広島市南区皆実町1-5-44	082-250-8934	082-252-7179
広島市西区	733-8530	広島市西区福島町2-2-1	082-532-0925	082-232-9783
広島市安佐南区	731-0193	広島市安佐南区古市1-33-14	082-831-4927	082-877-2299
広島市安佐北区	731-0292	広島市安佐北区可部4-13-13	082-819-3959	082-815-3906
広島市安芸区	736-8501	広島市安芸区船越南3-4-36	082-821-4903	082-822-8069
広島市佐伯区	731-5195	広島市佐伯区海老園2-5-28	082-943-9753	082-923-5098
呉市	737-0051	呉市中央4-1-6	0823-25-3403	0823-23-1364
竹原市	725-8666	竹原市中央5-1-35	0846-22-7764	0846-22-8579
三原市	723-8601	三原市港町3-5-1	0848-67-6140	0848-67-6196
尾道市	722-8501	尾道市久保1-15-1	0848-38-9258	0848-38-9338
福山市	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1121	084-928-3315
府中市	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7173	0847-46-3450
三次市	728-8501	三次市十日市中2-8-1	0824-62-6195	0824-62-6289
庄原市	727-8501	庄原市中本町1-10-1	0824-73-1126	0824-72-3322
大竹市	739-0692	大竹市小方1-11-1	0827-59-2188	0827-57-7130
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0968	082-420-0989
廿日市市	738-8501	廿日市市下平良１-11-1	0829-30-9228	0829-32-1059
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-1136	0826-42-1375
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原505	0823-43-1111	0823-57-4433
安 芸 郡				
府中町	735-8686	府中町大通3-5-1	082-286-3100	082-286-3199
海田町	736-8601	海田町上市14-18	082-823-9202	082-823-9203
熊野町	731-4292	熊野町中溝1-1-1	082-820-5601	082-854-8009
坂町	731-4393	坂町平成ヶ浜1-1-1	082-820-1510	082-820-1522
山 県 郡				
安芸太田町	731-3810	安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2111	0826-28-1622
北広島町	731-1595	北広島町有田1234	050-5812-1850	0826-72-5242
豊 田 郡				
大崎上島町	725-0231	大崎上島町東野6625-1	0846-65-3111	0846-65-3198
世 羅 郡				
世羅町	722-1192	世羅町西上原123-1	0847-22-1111	0847-22-2768
神 石 郡				
神石高原町	720-1522	神石高原町小畠2025	0847-89-3330	0847-85-3394

安芸高田市長選挙に係る不在者投票特別経費の請求について

令和２年７月１３日
安芸高田市選挙管理委員会事務局

１　概要

（１）　令和２年８月９日執行予定の安芸高田市長選挙について、指定病院等における所定の不在者投票の手続きが終了したときは、当該指定施設において不在者投票をした選挙人１名につき１，０５０円を安芸高田市から交付します。

（２）　指定病院等において、不在者投票管理者が市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせたときは、その要する経費について、１日につき１０，９００円（１日のうち一部の時間に従事した場合は、実際に従事した時間に応じた金額）を上限として安芸高田市から交付します。

【注意事項】

ア　外部立会人に係る経費は、市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合に請求できるものであり、市町の選定していない外部立会人を立ち会わせた場合には経費を請求できません。また、辞退等により実際に立会人に謝金や旅費を支払っていない場合は経費を請求できません。

イ　１日の一部の時間に従事した場合における具体的な基準額については、「不在者投票のしおり」２４ページを参照してください。

２　請求について

不在者投票管理者は、不在者投票手続き完了後、次のとおり経費を請求してください。

提出書類	提出先	提出期限
（１）不在者投票特別経費実績報告書【第７号様式】 （２）不在者投票者氏名等一覧表【第８号様式】 （３）口座振替依頼書【第９号様式】 （４）領収書の写し（※） （※市町が選定した外部立会人に係る経費を請求する場合。なお、領収書には、①領収明細（立会時間等）、②領収年月日及び③立会人の住所・氏名を必ず記載してください。）	〒731－0592 広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地 安芸高田市選挙管理委員会事務局 電話0826－42－1136	8月26日（水）

３　経費交付までの流れ

①　不在者投票事務手続きの終了
②　実績報告書等を作成し、市へ提出
③　市において交付手続き
④　【口座振込】口座への振込（交付完了）　※振込人名義は「アキタカタシ」

第７号様式　　*記載例*

不在者投票特別経費実績報告書

令和　２年　*８*月　*１７*日

安　芸　高　田　市　長　　様

令和２年８月９日執行の安芸高田市長選挙の不在者投票特別経費として，次のとおり請求します。

請求金額　　￥*７，８１５－*

不在者投票者氏名等一覧表（第８号様式）の選挙人の数と一致していることを確認してください。

（積算内訳）

１　不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費

*１，０５０*円 ×　*５*　人 ＝　*５，２５０*　円

単価　　不在者投票者数

２　不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者

る経費

２，５６５　円

下表の（A）（B）のいずれか低い額の合計額を記載してください。

（※　以下の表の各行について，（A）（B）のいずれか低い額を選び，その合計額を２に係る経費として記載する。）

立　会　日	立会時間	立会場所	立会人氏名	支払額（A）	基準額（B）
R2.8.7	*10:00～11:30*	*×会○病院*	*甲野一郎*	*2,600*円	*2,565*円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円
					円

※同一の敷地内の複数の施設の不在者投票を同一の記載場所で行う場合、立会時間を通算し、いずれか一つの施設から請求してください。

実際に外部立会人に支払った額を記載してください。（領収書金額と一致）

「不在者投票のしおり」２４ページの基準額一覧表を参照して記載してください。

［不在者投票管理者］

当該施設の正式名称（略称は不可）

病院等の名称　*×法人×会○病院*

所　在　地　（〒*７３０－００・・*）

広島市中区○町・・・・

病院長・ホームの長・施設の長のいずれか。理事長ではありません。

不在者投票管理者職氏名　（職名）*院長*

不在者投票管理者（院長等）の職印を押印（職印がない場合は個人印を押印）。理事長印・法人印でないことに注意。

）*髙　田　次　郎*　　印

事務担当者名　*鈴木　三郎*　　電話番号　*０８２―・・・―・・・・*

※　必ず第８号様式、第９号様式及び経費の支払に係る領収書を添付すること

第８号様式　　*記載例*

不在者投票者氏名等一覧表

安芸高田市長選挙

［病院・施設の名称］　*×法人×会○病院*

番号	選挙人氏名	選挙人名簿に記載されている住所	生年月日	備　考
1	*本多　みずほ*	*安芸高田市甲田町・・・*	*S37. 6. 24*	
2	*山野　邦彦*	*安芸高田市向原町・・・*	*S15. 11. 10*	
3	*森川　岬*	*安芸高田市吉田町・・・*	*H2. 3. 23*	
4	*桜井　雅子*	*安芸高田市吉田町・・・*	*T14. 10. 2*	
5	*西本　力*	*安芸高田市高宮町・・・*	*S26. 1. 30*	

重複のないように注意してください。

（注意）この一覧表の選挙人の数は，第７号様式の不在者投票者数と一致するものであること。

不在者投票特別経費の受領者が不在者投票管理者（病院長・ホームの長・施設の長）以外である場合（※請求者と受領者は、氏名だけみれば同一人物であるが、振込先の口座名義が法人の代表者たる理事長であり同一人物とはいえないために、委任状が必要なケース）

第９号様式

口　座　振　替　依　頼　書

当該施設の正式名称（略称は不可）

不在者投票管理者（院長等）の職印を押印（職印がない場合は個人印を押印）。理事長印・法人印ではないことに注意。

安　芸　高　田　市　長　　様

［不在者投票管理者］

病院等の名称（フリガナ）　×法人×会〇病院

病院等の所在地（フリガナ）　（〒７３０－・・・・）

広島市中区〇町・・・・

不在者投票管理者職氏名　（職名）　院　長

（氏名）（フリガナ）　高　田　次　郎

病院長・ホームの長・施設の長のいずれか。理事長ではありません。

院　長
之印

安芸高田市から私に支払われる下記１の支払金は，下記２の振込先へ振り込んでください。

１　支払金の内容（該当するものに〇）

(1) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費

(2) 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費

２　振込先

金融機関名	広島△銀行	預金種目	口座番号						
支店名	広島×支店								
フリガナ	バツホウジンバツカイリジチョウタカタジロウ	総合・普通							
口座名義	×法人×会　理事長　高田次郎	貯蓄 当座 別段	0	0	・	・	・	・	・

不在者投票管理者（病院長等）の口座でない（口座名義が法人、理事長等）。⇒委任状が必要となります。
（この例と異なり、受領者（口座名義）が不在者投票管理者（病院長等）自身である場合は、委任状は不要です。）

委　任

上記金額の受領を

（受任者）
病院等の名称　×法人×会
住　所　広島市中区〇町・・・・
職　名　理事長
氏　名　高　田　次　郎　に委任します。

不在者投票管理者（院長等）の職印を押印（職印がない場合は個人印を押印）。理事長印・法人印ではないことに注意。

令和２年　８月１７日

（委任者）
病院等の名称　×法人×会〇病院
病院等の所在地　広島市中区〇町・・・・
不在者投票管理者職氏名　職　名　院長
氏　名　高　田　次　郎

院　長
之印

委任者は、不在者投票管理者（病院長等）となります。

領収書の参考記載例
（※　市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合）に添付する。）

実際に外部立会人に支払った金額を記載してください。
　外部立会人に支払われる謝金等は、源泉徴収が必要である旨を総務省を通じ税務当局に確認しております。源泉徴収している場合は、所得税分を含んだ金額を記載してください。
　なお、源泉徴収税額の算出方法等については、最寄りの税務署にご相談ください。

領　収　書

不在者投票管理者（病院長・ホームの長・施設の長）を記載してください。

令和 ***2*** 年 ***8*** 月 ***7*** 日

×法人×会○病院　院長　髙田次郎 様

内訳を具体的に記載してください。

領収金額　***¥2，５００－***

*不在者投票の立ち会い（令和２年８月７日 10:00～11:30）に係る謝金等*として

上記金額を正に受領いたしました

但し、所得税として○○円の源泉徴収を含む

外部立会人の住所・氏名を必ず記載してください。

所得税がある場合は、領収金額に含まれる源泉徴収額を記載します。

住所　***広島市南区×町・・・・・***

氏名　***丙野　花子***　印

押印